

皇太子御結婚恩赦（特別基準恩赦）について

1 総受理件数 1, 834 件（罰金刑の復権事案を除くと 837 件）

2 恩赦相当とされたものの恩赦の種類別の件数は、次のとおりである。

特 救	90 件
減 刑	246 件
刑の執行の免除	10 件
復権（禁錮以上の刑）	30 件
復権（罰金刑）	901 件
計	1, 277 件

なお、恩赦相当率（恩赦相当件数／総受理件数）は、全体で 69.6% であるが、昭和天皇御大喪恩赦及び御即位恩赦と比較するため、罰金刑の復権事案を除くと 44.9% である。

昭和天皇御大喪恩赦	58.3%
御即位恩赦	56.7%
皇太子御結婚恩赦	罰金刑の復権を除く 44.9%

3 公職選挙法違反事件について

(1) 受理件数 1, 255 件（罰金刑の復権事案を除くと 564 件）

(2) 恩赦相当とされたものの恩赦の種類別の件数は、次のとおりである。

特 救	82 件
減 刑	231 件
刑の執行の免除	0 件
復権（禁錮以上の刑）	1 件
復権（罰金刑）	631 件
計	945 件

4 最近行われた3回の恩赦を比較すると、次のとおりである。

	政 令 恩 救		特 别 基 準 恩 救					
	大 救 令	復 権 令	計	特 救	減 刑	刑の執行の免除	復 権	
平元. 2. 24 昭和天皇御大喪	28,660 (0)	約1,014万 (約1万5千)	789 (635)	566 (545)	142 (80)	56 (4)	25 (6)	
平2. 11. 12 御 即 位		約 250万 (約5千)	398 (327)	267 (266)	77 (54)	10 (1)	44 (6)	
平5. 6. 9 皇太子御結婚			1,277 (945)	90 (82)	246 (231)	10 (0)	931 (632)	

(注) 括弧内は公職選挙法違反事件で内数である。

問合せ先～法務省保護局恩赦課補佐官 (電話 3580-4111内線 [])